

美郷町六郷字安楽寺宅地分譲の優遇措置及び補助金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町六郷字安楽寺地内宅地分譲要綱（令和8年美郷町告示第24号。以下「宅地分譲要綱」という。）第2条第3項に規定する分譲価格の優遇措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 美郷町六郷字安楽寺地内に町が分譲する宅地
- (2) 分譲価格 分譲地の販売価格として、宅地造成費用その他経費を勘案して、1平方メートル当たりの区画単価を定め1区画ごとに町長が定める価格
- (3) ZEH水準住宅 強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)をいう。)を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた1次エネルギー消費量が省エネ基準(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準に適合する住宅をいう。
- (4) GX志向型住宅 国土交通省及び環境省が実施する子育てグリーン住宅支援事業に定めるZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向型住宅をいう。
- (5) 環境配慮型住宅 ZEH水準住宅またはGX志向型住宅をいう。
- (6) 若者・子育て世帯 分譲の申込日現在において、夫婦両方又はいずれかが40歳未満の世帯、又は18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもを扶養している父母又は父若しくは母の世帯、又は

婚姻をしていない40歳未満の者の世帯をいう。

- (7) 町内事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業の許可のうち、建築工事業または大工工事業の許可を受けている建設業者であって、美郷町内に事業所を有するものをいう。
(優遇措置の内容)

第3条 町長は分譲価格の優遇措置として、次の各号に該当する者に対し、当該各号で定める金額を分譲価格から減額し、販売するものとする。

- (1) 分譲地に環境配慮型住宅を建築する者 分譲価格に100分の20を乗じて得た額
(2) 若者・子育て世帯に該当する者 分譲価格に100分の20を乗じて得た額
(3) 町内事業者の施工により分譲地に住宅を建築する者 分譲価格に100分の20を乗じて得た額

2 前項の規定に関わらず、町長は、前項各号のいずれか2つに該当する場合は分譲価格に100分の40を乗じて得た額を、同号の全てに該当する場合は分譲価格に100分の50を乗じて得た額を、それぞれ分譲価格から減額し、販売するものとする。

3 町長は、前2項の規定による販売に際し、優遇措置を受けようとする者に対し、別表第1に掲げる書類の提出を求めるものとする。

4 町長は、第1項第1号または同項第3号により優遇措置を受けた者に対し、住宅建設後に別表第2に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(事業者から購入した個人への補助金)

第4条 宅地分譲要綱第3条第2項に規定する事業者が、分譲地を購入し当該分譲地を個人へ売り渡す際、当該個人が前条に規定する要件を満たす場合、町長は、その減額する金額を当該個人への補助金として、支給するものとする。

- 2 前項の適用を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第3号)を町長へ提出するものとする。

- 3 町長は、補助金の適用について審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。
- 4 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。
- 5 町長は、補助金の交付請求を受けたときは、その内容を確認後、速やかに補助金を交付するものとする。

（納付）

第5条 偽りその他不正な手段により分譲価格の優遇措置を受けた者は、当該措置した額を町に納付しなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 優遇措置の区分 | 提出書類 |
|-------------------------|---------------------------|
| 分譲地に環境配慮型住宅を建築する者 | 環境配慮型住宅建築に係る確約書（様式第1号） |
| 若者・子育て世帯に該当する者 | 住民票謄本 |
| 町内事業者の施工により分譲地に住宅を建築する者 | 町内事業者による住宅建築に係る確約書（様式第2号） |

別表第2（第3条関係）

| 優遇措置の区分 | 提出書類 |
|---------|------|
|---------|------|

| | |
|-------------------------|--|
| 分譲地に環境配慮型住宅を建築する者 | B E L S 評価書（認定基準に適合する評価の場合に限る。）又はそれに類する書類の写し |
| 町内事業者の施工により分譲地に住宅を建築する者 | 町内事業者との工事請負契約書又は売買契約書の写し |